

令和2年4月1日

地方厚生局医事課

都道府県精神保健福祉部主管部（局）

指定都市精神保健福祉部主管部（局）

御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

官報掲載事項の一部訂正について

令和2年3月25日付官報（号外第58号）に掲載された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第97号）については、一部に記載誤りがあったため、以下のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、予めお知らせします。

誤	第1章 基本診療料 第1節 入院料 入院対象者入院医学管理料（1日につき） 注9 診察に係る費用（次のいずれかに該当するものを除く。）は、所定点数に含まれるものとする。 ハ、クロザピン（医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料を算定しているものに対して投与された場合に限る。）及び持続性抗精神病注射薬剤（投与開始日から起算して60日以内に投与された場合に限る。）に係る薬剤料
正	第1章 基本診療料 第1節 入院料 入院対象者入院医学管理料（1日につき） 注9 診察に係る費用（次のいずれかに該当するものを除く。）は、所定点数に含まれるものとする。 ハ、クロザピン及び持続性抗精神病注射薬剤（投与開始日から起算して60日以内に投与された場合に限る。）に係る薬剤料

